【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2023年8月9日

【発行者名】 コンフォリア・レジデンシャル投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 吉川 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【事務連絡者氏名】 東急不動産リート・マネジメント株式会社

コンフォリア運用本部 運用戦略部長 河内 大輔

【電話番号】 03 6455 3388

【届出の対象とした募集内国投資証券 コンフォリア・レジデンシャル投資法人

に係る投資法人の名称】

【届出の対象とした募集内国投資証券 形態:投資証券

の形態及び金額】 発行価額の総額:その他の者に対する割当 310,575,870円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本投資法人は、2023年8月9日開催の役員会において、発行価格等を決定しましたので、2023年8月4日付で提出 した有価証券届出書の記載事項のうち、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提 出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 内国投資証券 (新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)
 - (3)発行数
 - (4)発行価額の総額
 - (5)発行価格
 - (15)手取金の使途
- 第5 募集又は売出しに関する特別記載事項
 - 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は______罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2)割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

| 割当予定先の | | では名称 | みずほ証券株式会社 |
|---------------|---------------------|--|--|
| 割当口数 | | | 990□ |
| 払込金額 | | | 318,000,000円(注) |
| 割当予定先 の内容 | 本店所在地 | | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |
| | 代表者の氏名 | | 取締役社長 浜本 吉郎 |
| | 資本金の額(2023年3月31日現在) | | 125,167百万円 |
| | 事業の内容 | | 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金商法」といいます。)に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| | 大株主(2023年3月31日現在) | | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 100.0% |
| 本投資法人との関係 | 出資 | 本投資法人が保有している割当予定 先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している本投資法 人の投資口の数 (2023年1月31日現 在) | 5,287□ |
| | 取引関係 | | 一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別 記載事項/1 オーバーアロットメントによる売出し 等について」に定義します。以下同じです。)の共同 主幹事会社です。 |
| | 人的関係 | | 該当事項はありません。 |
| 本投資口の保有に関する事項 | | | 該当事項はありません。 |

⁽注)払込金額は、2023年7月12日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した 見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2)割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

| 割当予定先の氏名又は名称 | | | みずほ証券株式会社 |
|---------------|---------------------|--|--|
| 割当口数 | | | 990□ |
| 払込金額 | | | 310,575,870円 |
| 割当予定先 の内容 | 本店所在地 | | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |
| | 代表者の氏名 | | 取締役社長 浜本 吉郎 |
| | 資本金の額(2023年3月31日現在) | | 125,167百万円 |
| | 事業の内容 | | 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正 を含みます。以下「金商法」といいます。)に基づき 第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| | 大株主(2023年3月31日現在) | | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 100.0% |
| 本投資法人との関係 | 出資 | 本投資法人が保有している割当予定 先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している本投資法 人の投資口の数 (2023年1月31日現 在) | 5,287□ |
| | 取引関係 | | 一般募集(後記「第5募集又は売出しに関する特別記載事項/1オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。)の共同主幹事会社です。 |
| | 人的関係 | | 該当事項はありません。 |
| 本投資口の保有に関する事項 | | | 該当事項はありません。 |

(注)の全文削除

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

318,000,000円

(注)発行価額の総額は、2023年7月12日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として 算出した見込額です。

<訂正後>

310,575,870円

(注)の全文削除

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注)発行価格は、2023年8月9日(水)から2023年8月15日(火)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行 価額と同一の価格とします。

<訂正後>

313,713 円

(注)の全文削除

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における手取金上限318,000,000円については、手元資金とし、将来の特定資産(注2)の取得資金の一部に充当します。本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金6,399,000,000円については、後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報/2 投資対象/ 本取組み後のポートフォリオの概要」に記載の取得予定資産の取得資金の一部に充当します。

- (注1)上記の手取金は、2023年7月12日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として 算出した見込額です。
- (注2)特定資産とは、参照有価証券報告書(後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報」に定義します。)「第一部 ファンド情報/第1 ファンドの状況/2 投資方針/(2)投資対象/ 投資対象の種別」に記載された特定資産をいいます。以下同じです。

<訂正後>

本件第三者割当における手取金上限310,575,870円については、手元資金とし、将来の特定資産(注)の取得資金の一部に充当します。本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金6,233,477,310円については、後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報/2 投資対象/ 本取組み後のポートフォリオの概要」に記載の取得予定資産の取得資金の一部に充当します。

(注)特定資産とは、参照有価証券報告書(後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報」に定義します。)「第一部ファンド情報/第1 ファンドの状況/2 投資方針/(2)投資対象/ 投資対象の種別」に記載された特定資産をいいます。以下同じです。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について
 - <訂正前>
- (1) 本投資法人は、2023年8月4日(金)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口19,870口の一般募集(以下「一般募集」といいます。)を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、かつ、東急不動産リート・マネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)の株主である東急不動産株式会社(以下「東急不動産」ということがあります。)から990口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります(一般募集、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当を併せて、以下「本募集等」と総称します。)。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が東急不動産から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から 2023年8月29日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還 を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)

<訂正後>

(1) 本投資法人は、2023年8月4日(金)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口19,870口の一般募集(以下「一般募集」といいます。)を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、かつ、東急不動産リート・マネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)の株主である東急不動産株式会社(以下「東急不動産」ということがあります。)から借り入れる本投資口990口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います(一般募集、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当を併せて、以下「本募集等」と総称します。)。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出した以下「本募集等」と総称します。)。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が東急不動産から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、2023年8月11日(金)から2023年8月29日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)